

飛騨屋の事業戦略転換に関する一考察 ——三代目久兵衛倍安の企業者活動を中心に——

三ツ木芳夫

はじめに

本稿のねらいは、飛騨屋三代目久兵衛倍安の企業者活動、とりわけ飛騨屋の主たる事業分野である木材伐採請負事業を廃業し、その後、新規事業として場所請負業へとその事業を転換しなければならなかつた諸事情を松前藩側と飛騨屋側の資料を用いながら事業戦略転換に至るまで、またその後の場所請負事業という企業者活動に検討を加えることにある。

飛騨屋久兵衛は、初代倍行から四代目益郷に至るまで蝦夷地を中心¹に活躍した飛騨地方（現在の岐阜県下呂町）出身の事業家である。三代目までは主として下北地方や蝦夷地を中心に木材事業を展開していった。とくに蝦夷地における飛騨屋の事業戦略は、松前藩からいかにしてより多くの木材伐採を請け負うかにかかっていた。それは他の木材請負事業家との競争において優位に立つことにはかならない。それはまた、松前藩側との人脈、人的関係を最大限に留意することであった。そのために松前地で活躍する地元の有力者や木材事業家との友好関係を構築することも飛騨屋の重要な企業者活動の一つでもあった。さらに蝦夷地において木材請負事業を継続するためには、労働力の供給と維持が優先課題となる。また、事業運営のための資金調達先である金主栖原家との関係をより密接に保つこと、また、スムーズに伐採した木材を消費地まで運搬することや販売先を限定すること、そして事業組織や従業員の管理等も含め事業を遂行するための大切な企業者活動は多岐にわたる。

幕藩体制という制約された事業環境にあって、飛騨屋はおよそ百年もの間、事業を継続し成長させていった。こうした中で、代々の事業

である木材伐採請負事業の展開が不可能となる事態が発生した。事業を中止し、新たに場所請負事業へと大きく転換せざるを得なくなったのである。まさに飛騨屋三代目倍安は、事業家として危機的状況をどう乗り越えるか、その対応を迫られたのである。

そこで本稿ではこれまで続けられてきた伐採事業から場所請負事業へと、いわば山から海へその事業内容を大きく転換せざるを得ない事情について、とくに松前藩の財政問題と飛騨屋側の松前藩への貸付金未収問題、さらに飛騨屋の元支配人嘉兵衛問題との関連性に検討を加えながら、なぜ倍安が事業転換の戦略的意意思決定をしなければならなかつたかを明らかにする。

第1章では、飛騨屋の主たる事業である木材伐採の請負を開拓した初代倍行の企業者活動をさぐることによって、なぜ飛騨屋が木材事業を選択し、専念したか、いわば飛騨屋事業のルーツを知ることができること、同時にその事業を中止し、場所請負事業へと転換することの困難性を考えたい。第2章では飛騨屋の事業スタートとその継続にとって欠かすことが出来ない関係を有してきた融資元・借金請け人としての栖原家とどのような関係を結んできたか、栖原家の企業者活動を中心に論述する。第3章では初代から二代目倍正、そして三代目倍安へとその事業が継承されていくが、それぞれの相続を遺言に類するもの、ならびに遺言書を通してみていくことにする。さらに倍安の事業環境について考察する。第4章において、飛騨屋が事業を転換するのに関わった松前藩の財政問題と貸付金問題、元支配人による飛騨屋への営業妨害、また事業転換後の三代目の企業者活動を他の請負事業家と比較しながら事業を転換せざるを得なかつた事情を検討していく。

第1章 飛騨屋のルーツ

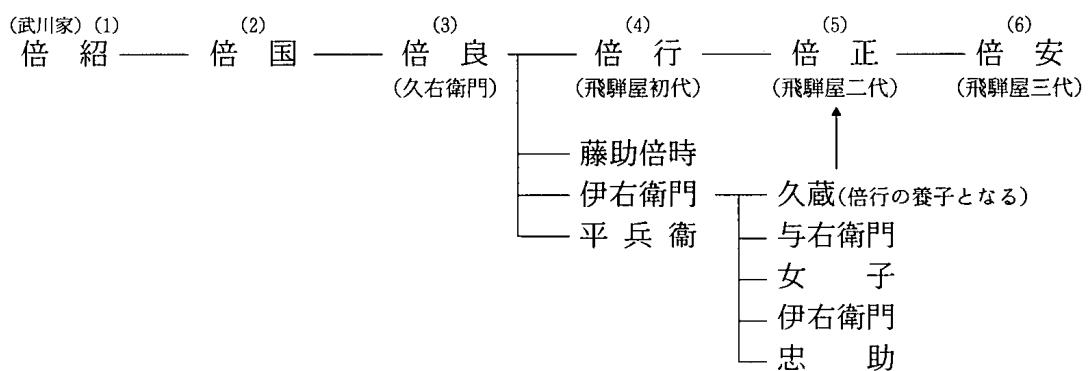
近世期（1700年代初頭）松前地に進出した飛騨屋は蝦夷地における山林伐採において先駆的役割を果たした事業家である。本章では初

代倍行が飛騨屋としてその事業を開始する過程を追いかけていく。

1. 初代久兵衛の出自

「武川久兵衛系図」¹⁾によると、久兵衛の祖先は甲斐の国武田氏の家臣であった。主家滅亡後に飛騨国益田郡湯之嶋村に移り住む事となり、甲斐源氏長助倍紹と名乗り、久兵衛は初代倍紹から数えて四代目として湯之嶋村に生まれた。父久右衛門は自分の持ち山の一部を温泉寺建立にあたって寄付し、寺地と境内にしたと武川家の史料に記録されている²⁾。このような大事業をなし得た久右衛門は商業・金融などを手がける事業家であり、また資産家でもあったと想像される³⁾。この武川家四代目にあたる久兵衛倍行が飛騨屋の創業者となる。「系図」⁴⁾によると、「元禄九年、藤助倍時を伴いて江戸に赴く。同十三年南部大畠村に到り、同十五年松前に渡る。東蝦夷地志利別に到り、唐桧山を開き、山法を定む。且つ蝦夷人交易之法を陳す。江戸大坂蝦夷檜之海並検出之産物の運送、此に創る。東国之より和藤内久兵衛と称す。」と記録されており、初代久兵衛の南部大畠そして松前蝦夷地における企業者活動の足跡をつかむことができる。ここに参考のために武川家初代倍紹から六代目倍安（飛騨屋三代目）までの簡単な系図を

図1 武川家略系図



本稿で取り扱う三代目倍安の父・倍正（久藏）は倍行の弟伊右衛門の子であり、伯父倍行の養子となって飛騨屋二代久兵衛倍正を名乗ることになる。倍正の出自に関しては「武川家系図」（『武川家文書』所収）を参照したが、現在のところこれ以上の資料はないと思われる。倍正の実子である倍安は、父死亡のため7歳の時に飛騨屋三代目を継承。なお『武川家文書』の所在であるが、1)に指摘したように平成4年6月に岐阜県歴史資料館に寄託されて現在に至っている。出典：「武川久兵衛系図」（『武川家文書』所収）。

示しておく（図1）。

2. 初代久兵衛の出郷の理由

初代倍行は故郷の湯之嶋村を出た後、直ちに大畠へ出向いて山林事業を開始したのではなく、江戸に向かった。なぜ江戸なのかということが明らかにされないと飛騨屋が四代まで続いた根拠もなくなる。

武川家では父久右衛門の時代からすでに木材業の経営に着手していたが、経営状態は芳しくなかった⁵⁾。飛騨といえば全国に知られた山林国であり豊かな森林を思い浮かべるが、この地域の木材業がふるわなかつた原因を幕府の木材政策と関連付けて考えていく必要がある。また、久兵衛と弟藤助がこの時期になぜ全国的商業都市である大坂へ向かわず、江戸に向かったのか⁶⁾。飛騨地を支配していた金森氏は元禄五年（1692）に、奥州上山に移封となり、その後飛騨地方は天領地となった。幕府のねらいは移封によって金森氏の支配から離れた山林資源・鉱山資源を幕領にすることにあったと言われている⁷⁾。こうした背景には幕府が領有していた木曽の山林を尾張藩に移したことによって、年毎に上昇する木材の需要に対する供給源を、木曽に代る飛騨の山林に求めていく幕府自体の政治的・経済的考え方があった⁸⁾。このような幕府の意図は、山林調査となって具体化した。すなわち、全山を御林山として領有するために幕府による山林調査が元禄十五年（1702）に行われた⁹⁾。こうして幕府は天領とした飛騨材を幕府飛州材として大消費都市江戸に送りこむ。またその木材流通経路作りのために江戸商人の手を借りて目的を果たそうとした。しかしながら地元の商人・農民の強い反対にあって幕府は江戸商人請負稼ぎの廃止にふみきった¹⁰⁾。ところが、飛騨が幕府の直轄地となってからは、関東郡代伊奈半十郎が飛州代官を兼務し、金森時代の藩政改革を行った。その結果、年貢の金納が実施され、農民はせまい耕地にしがみつき、生活は苦しくなる一方であったという¹¹⁾。

『武川家文書』の中に次のような史料¹²⁾がある。「御本院様奥州江下向思召之儀ハ、当國御領主苛政ニ因テ、国内百姓多ク逃散、当郷モ

離散ノ者多ク有之処、当家ハ村長タルニ因テ、右逃散百姓ノ未進乃貢不残受納申付ラレ、其外年々ノ用金調達ニ付テ、困厄ニ迫リ、御決心ノ上他国稼ヲ思召立ノ段申伝ル処也」。この「史料」では御本院様（久兵衛倍行）が故郷を出て奥州へ赴く理由が書かれている。ただし江戸へ赴いた直接的動機を裏付けるものはない。領主の圧政により多くの百姓が村から逃げ出し、下呂においても逃散した百姓が多く、村長である武川家はこうした百姓たちが滞納した年貢納付や年々の御用金まで申し付けられ、大変な困苦となって他国へ行って稼ぐことを思い立ったとだけ「史料」は伝えている¹³⁾。これが久兵衛出郷の理由であろう。

3. 久兵衛の江戸滞在の意味

他国稼ぎをするために出郷したことはわかったが、それではなぜ久兵衛たちは江戸へ向かったのだろうか。

白山友正氏によると、「弟藤助倍時と在所出足（23歳）、9月5日出発、8日高任着、56日余逗留、11月5日江戸へ発足、11月12日川崎着、5ヵ年江戸に逗留、木材の消流状況を調べ、木材商栖原角兵衛と相知る。」とある¹⁴⁾。

久兵衛は5年間も長期にわたって江戸に滞在し、木材の価格動向や需給問題の情報を収集するとともに、木材商栖原角兵衛と親交を深めていったと考えられる。稼ぐことが久兵衛に課せられた責任であった。久兵衛の父久右衛門の仕事は前述の通り林業であった。従って、長子である倍行も山林事業家として必要な知識と経験は積んでいる。倍行は、他国へ出て山林開発事業を起こし、初期の目的である他国稼ぎを達成しようと考え、木材に関するあらゆる情報が集まる江戸へ出て、自分の持っている山の知識と技術をもって企業者活動を行うための基礎を養っていったのではないか、と考えられる。

幕府が飛騨材を大消費地である江戸に送りこんだことから、江戸において木材の大きな需要があることを倍行は知っていた。この点も江戸滞在の意味を考えるのに重要な手がかりであろう¹⁵⁾。江戸滞在中

の5年間は、木材に関する情報を収集・分析して江戸というマーケットの大きさを理解し、積極的に大消費都市としての江戸を攻めるために、原材料である木材の供給地の選択¹⁶⁾、運送手段とそのコスト、木材問屋との関わり、事業運営に関わる多額の資金調達、現地における山林労働者問題の手当てと管理など、事業を起こしていくために解決しなければならない課題に対処していたと推察する。

木材事業を始めるにあたっての大きな問題は何か。商品価値のある木材をどこで調達するかにかかっている。結果として選ばれた場所が下北半島であった。「性頗る英敏にして自ら謂らく、碌々と山間に生涯を終らんよりは寧ろ他国に出て事を成すに如らず」¹⁷⁾とある。産地から江戸市場への木材輸送には危険が伴う。しかし、成功すれば利益も大きい。投機的事業ともいえる木材経営に乗り出そうとする冒險的事業家であり、企業家としての久兵衛倍行が誕生する準備期間として、江戸滞在を位置付けておきたい¹⁸⁾。

こうして倍行の企業家としての第一歩が始まる訳だが、倍行の企業者活動については、拙稿「近世期飛驒屋における山林事業経営の展開－初代久兵衛倍行の企業者活動を中心にして－」（『札幌大学女子短期大学部紀要』第18号、1991年3月）を参照されたい。

初代から二代目、そして三代目への事業継承についての論述は第3章に譲るとして、第2章で、初代倍行が江戸滞在中に出会う木材商栖原家について考察を進めていく。

第2章 飛驒屋と栖原家との関係

さて、倍行たちの江戸滞在における重要な出来事として、飛驒屋四代にわたる企業者活動と深く関わることになった栖原角兵衛家との出会いがある。

飛驒屋と栖原家との関係は、久兵衛倍行が下北地方大畠に飛驒屋の支店を開設し、さらに松前に進出したときも金主として、また取引相手として倍行を支えていく形で継続していく¹⁹⁾。その後、飛驒屋の

代も栖原家の代も変わるが、その関係はまさに相互依存であり、代が変わっても両家の関係は継続していった（表1参照）。

本章では飛驒屋四代にわたり、その企業者活動に深く関わった栖原家とはどのような事業家であるかを検討する。

1. 栖原家のルーツと初代茂俊の企業者活動

栖原角兵衛家の企業者活動は、江戸時代から明治時代にまで及ぶ。その事業も多角的な経営が中心である。事業内容は漁業家から出発し、薪炭・木材問屋商人、そして蝦夷地における場所請負として「代々栖原家を名乗り、十代まで続いた事業家としての系譜を有する。」²⁰⁾

『栖原家略伝』ならびに『南紀徳川史』によって栖原家の出自を探ると、同家はもともと北村家を称していたという。なぜならその祖先は、八幡太郎義家十五代の孫小柴掃部介信弘と記されているからである。信弘は摂津の国、川辺郡北村郷を支配。これをもって北村を氏とするようになる。信弘の子に信茂があり、幼少の故に戦乱を避け、天文五年に紀伊の国高野山に隠れたが、世の中が平定するや同国有田郡吉川村に住み帰農した。信茂の孫茂俊の代になって、元和五年（1619）に同郡栖原村に移住し、通称を角兵衛と名乗った。以来本家筋を代々角兵衛と呼んだのである²¹⁾。

栖原家が漁業に携わるようになったのは、前述のように元和五年に茂俊が栖原村に移り住み、父茂眞の後を継いで農事に励んだが、当時の栖原には有力な漁家が在住しており、それが多大の利益をあげているのを見たからである²²⁾。農業から漁業への転身は簡単にはできない。そのあたりの事情を田島佳也氏は次のようにまとめている。「網本でかつ漁商稼ぎと思われる角十郎家の婿養子になり、栖原浦を基盤に事業に進出するようになる。その際、北村角兵衛と称し、以後、当主は代々、角兵衛と通称した。」²³⁾ こうして栖原村の角兵衛として漁業に従事することとなった茂俊は、やがて関東出漁を決断する。『南紀徳川史』²⁴⁾によれば、茂俊は元和期（1615～1623）の末頃に、上総の国に渡航し、初めは館山浜荻（天津小湊町浜荻）で漁業を試み、さら

表1 飛驒屋・栖原家にみる企業者活動関連略年表

西暦	年号	飛驒屋の主な活動	西暦	年号	栖原の主な活動
1696	元禄9	初代久兵衛倍行、弟の藤助倍時と江戸へ。	1620年代	元和の末頃	初代角兵衛茂俊、紀伊国有田郡栖原村の出身。上総国に漁場を開く。
1700	同13	南部大畠に飛驒屋と号し、木材商を開く。	1688	元禄元	二代目角兵衛俊興、元禄初年に漁業のほか材木問屋を開く。
1702	同15	松前に赴き、松前藩より唐檜山伐出しを請負う。	1710年代	正徳年間	三代目角兵衛茂延、漁業廃止。材木業を営み、正徳年間に南部大畠に進出。
1728	享保13	二代目倍正、養父の跡を継ぎ、臼山跡山を請負う。			四代目角兵衛茂村、先代の事業を守る。
1742	寛保2	三代目倍安、飛驒屋の事業を継承するが幼少のため後見人を立てる。 以後尻別山・石狩山・木古内山を請負う。	1765	明和2	五代目茂勝に至り蝦夷地に進出し、明和2年に松前に支店を設け屋号を栖原屋とする。漁業のかたわら松前・江戸を往復し蝦夷地の産物を販売。
1769	明和6	材木業廃止、事業を場所請負へと転換。	1783	天明3	南部大畠の支店廃止。
1781	天明元	その後大畠支配人嘉右衛門の不正と事業妨害にあり、遂にこれを幕府に訴え、嘉右衛門は死罪となる。	1786	天明6	六代目茂則から場所請負人となる。 天塩場所・留萌・苦前場所。
1782	同2	四代目益郷名儀にて家督相続。 請負場所の漁場拡張。			
1784	天明4	三代目倍安没。	1789	寛政元	十勝場所を請負ったのは寛政元年であった。
1789	寛政元	国後でアイヌの争乱により被害を受ける。			七代目信義は、石狩十三場所のうち五場所で請負。伊達林右衛門とともに北蝦夷地を請負い、さらに根室場所・厚岸場所を請負った。
1791	同3	福山・南部の店を閉鎖。	1806	文化3	八代目茂信、択捉場所を請負。
1827	文政10	益郷没。	1809	同6	山越場所請負。
			1842	天保13	
			1852	嘉永5	
			1856	安政3	九代目茂寿、江戸に松前地方物産問屋を開く。
			1859	同6	十代目寧幹、箱館奉行より外国銀錢取扱方を命ぜられる。
					樺太・択捉といったロシアとの接境地帯での漁業経営を維新後まで継続。
			1876	明治9	樺太・千島交換条約により樺太より引き上げ、以後得撫島など千島列島の漁業開発に専念。
			1895	明治28	三井物産会社に託し、事業中止。
			1918	大正7	十代目死去。

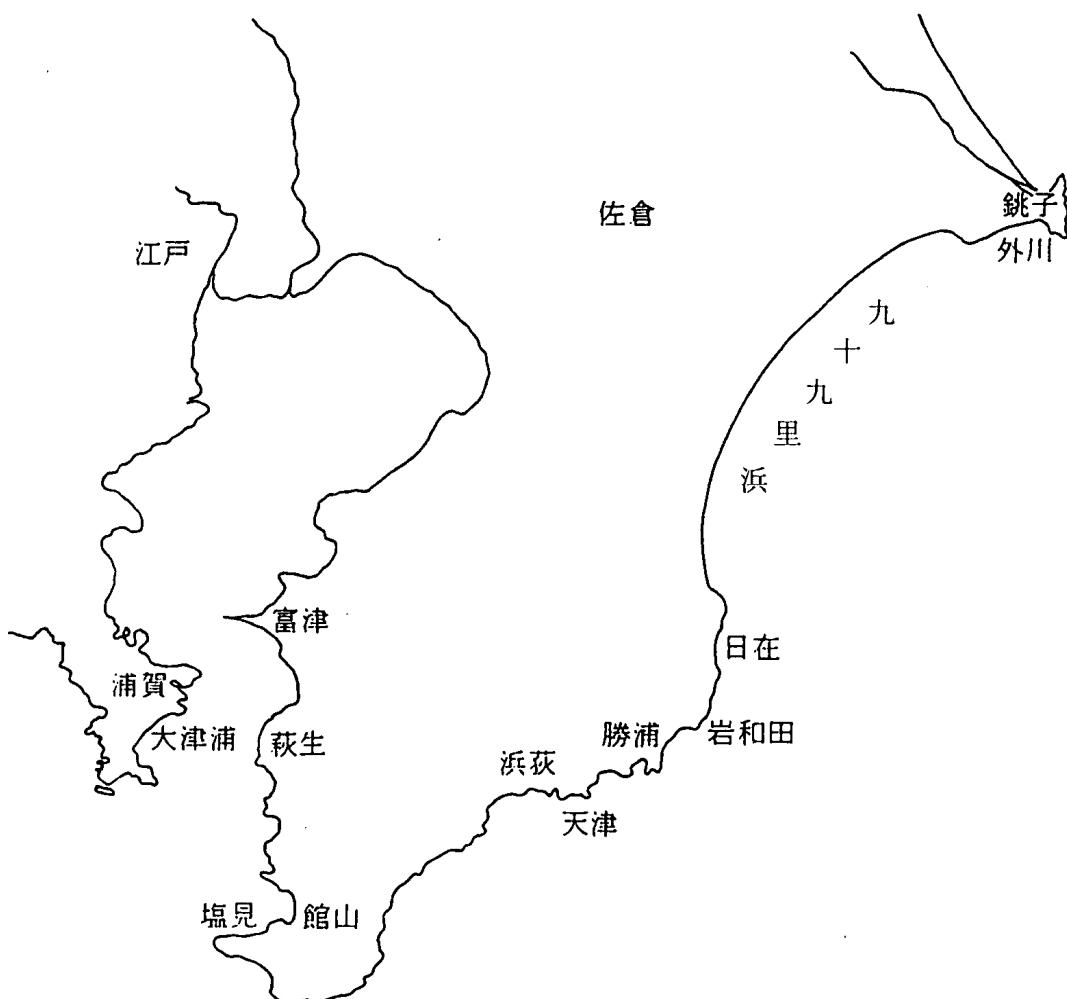
出典：飛驒屋初代から四代までは白山友正「飛驒屋武川久兵衛年表」（『函館大学論究』第1輯、開学記念号、1965年）参照。

栖原角兵衛初代から十代までは、海保嶺夫「栖原角兵衛」（国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第8巻、吉川弘文館、1987年）参照。

に同国天羽郡萩生村（富津市萩生）に移り、ここが好漁場となることを見抜き、一家をあげて移り住み、近郡一帯の漁場を開くに至った（図2参照）。

茂俊は栖原浦から房総へ進出を果たしたが、そうした決断をした背景について田島佳也氏は、当時すでに房総に出漁していた同郷の須原屋茂兵衛と菊池太郎兵衛がいた。おそらく彼らを通して房総の近海漁業に有望性と将来性を見出し、また、江戸市場の整備によって需要が増大するということを知ったと思われる、と指摘している²⁵⁾。

図2 角兵衛茂俊の出漁先



出典：内田龍哉「栖原角兵衛について」（『千葉県立中央博物館研究報告』第1巻、第3号、1991年）P36より引用。

2. 二代目俊興の企業者活動と飛驒屋初代との接点

初代角兵衛茂俊の子二代目俊興は、父の死後、その事業を引き継ぎ、鰯まかせ網や鰯八手網の普及によって、房総の経済活況時代を元禄の初期にむかえた。元禄元年（1688）には、俊興は、江戸鉄砲洲本湊町に薪炭問屋を開業した。さらに、深川木場に材木問屋を開業し、また同十三年（1700）には、深川の地を埋め立て、木材置き場を設けた。このように、新規事業の多角化が俊興の代から始まった。表1によると、飛驒屋初代が江戸に出たのは、元禄九年（1696）のことであり、栖原家二代目俊興の代と重なる。どのようにして初代久兵衛が栖原角兵衛俊興と出会ったかは、資料の制約上、詳述できない。しかし、事業家としての両家の関係は、飛驒屋が廃業するまで継続する。

3. 三代目茂延の企業者活動

三代目茂延の代になると、房総における漁場経営から完全に手を引き、父の起こした、薪炭・材木業の経営に専念することになる。正徳年間（1711～1716）には、茂延は下北地方大畠に進出して支店を設け、近隣の木材伐採を行い、江戸・大坂に輸送して販売拡張を進めていった。これはすなわち、材木問屋である茂延自らが木材の供給基地を下北に開き、輸送・販売を手がけるということであった²⁷⁾。

ところで、栖原家は大畠において飛驒屋と初めて取引関係を持ったのであろうか。そうではなく、飛驒屋が大畠に進出する前に何らかの知人関係を江戸において持っていたり、栖原家は飛驒屋の事業資金を融資する立場に位置していた。当然、飛驒屋の大畠における企業者活動を資金的に援助し、その後栖原家自らが大畠に進出した後も、飛驒屋の融資元として、また借金の請け人として飛驒屋を支えていったのである²⁸⁾。

本稿で取り上げている飛驒屋三代目倍安と取引関係にあったのは、時代的にみても、栖原家五代目茂勝であったと思われる。そこで、次に栖原家五代目茂勝を取り上げ、論述を進めていく。

4. 五代目茂勝と飛騨屋三代目倍安との関係

五代目茂勝の代、明和二年（1765）には、茂勝自ら江戸を発し、蝦夷地に渡ってきた（表1参照）。これは、支店を福山小松前町に設け、漁業の傍ら蝦夷地の海産物を江戸に輸送し、その帰りの船に内地の物品を積み込み、蝦夷地に運び供給する事業を展開するためであった。このとき初めて屋号を栖原屋として橋本三郎兵衛を店の支配人とした（表2参照）。

表2 栖原屋蝦夷地支店の歴代支配人

代	支配人名	本姓	就任の年	退任の年
初	三郎兵衛	橋本	1765（明和2年）	1789（寛政元年）
2	忠三郎	井原	1789（寛政元年）	1793（寛政5年）
3	彦兵衛	栖原	1793（寛政5年）	1805（文化2年）
4	半助	北村	1805（文化2年）	1813（文化10年）
5	茂八	北隅	1813（文化10年）	1826（文政9年）
6	六郎兵衛	川村	1826（文政9年）	1835（天保6年）
7	庄兵衛	田中	1835（天保6年）	1837（天保8年）
8	仲蔵	長川	1837（天保8年）	1847（弘化4年）
9	六右衛門	川村	1847（弘化4年）	1861（文久元年）
10	半六	小林	1861（文久元年）	1869（明治2年）
11	小右衛門	田中	1869（明治2年）	1879（明治12年）

出典：秋田俊一「栖原角兵衛の業績に関する観書」（『札幌大学女子短期大学部紀要』第14号、1989年）P138より引用。

かつ三郎兵衛を栖原角兵衛の養子とし、「栖原」を名乗らせたが、これは松前において漁業を営むためには、転籍土着の者のみという松前藩の法令があり、それに従って事業を営むことになっていたからである²⁹⁾。

茂勝の蝦夷地進出の動機については、『栖原家家譜』のなかに、父祖の最初の志望であり、中途で廃した漁業を復興していく大志であると記述してある³⁰⁾。内田龍哉氏はより具体的な蝦夷地進出動機二点を強調する。第一は、飛騨屋久兵衛が大畠からすでに蝦夷地に進出していることである。すなわち、元禄十三年（1700）に飛騨屋が大畠に

進出して二年後、元禄十五年（1702）に松前地福山に渡り、松前藩に取り入って、事業の許可を得、蝦夷地の唐桧材を江戸に送り、海産物の輸送も合わせて行ったという状況がある。第二は、南部藩の山林政策の変更があげられる。下北のヒバ材は乱伐によって17世紀後半には、その林相が後退し、ついに宝暦十年（1760）には、金山留山として伐採が制限されるようになった³¹⁾。以上の二点を通して、内田氏は、栖原家を蝦夷地に進出させた動機と考えている。田島佳也は、このことについて、どのように解釈しているのか。明和時代（1764～1771）、津軽海峡を越えて出店することは、事業家栖原家にとって決断を要し、さらに蝦夷地においては、近江商人が松前藩の保護のもとに藩の経済を支配している状況にあって、江戸系商人による新規の商売参入は難しいと考えられる。ただし、有利な点もある。それは、元禄以来の取引相手である飛騨屋がすでに蝦夷地に進出していたことであった。栖原家は飛騨屋を通じて松前店を開くことになるが、そのきっかけとなったのが、天明期（1781～1788）の飢餓であった。この時期、松前藩は極度の財政難に陥り、その打開策として外からの資金導入を計画した。そこで飛騨屋に金主の紹介を依頼し、飛騨屋を介して松前藩に紹介されたのが、江戸の材木商人栖原角兵衛であった（天明四年5月）。ここにおいて、栖原家と松前藩との直接的な関係が生じたことになる³²⁾。さらにもう一点、栖原家は松前店を開くにあたって、江戸店から運転資金として700両を投下した。また、店舗を構えるにあたっては、松前城下問屋工藤忠兵衛（蓬萊屋）から235両で松前に地所を購入した。工藤家は松前城下の特権商人であり、近江商人の系譜をはずれた数少ない商人のひとりであった。近江商人が支配的となっている松前藩経済に栖原家が食い込んでいくためには、飛騨屋・工藤家の強力な後押しがあったと思われる³³⁾、と田島氏は解釈する。

すでに明和年間に松前進出を果たした栖原家は、天明期には近江商人に代って場所請負を担い始める³⁴⁾。栖原家六代茂則の代に、手塩島、天壳・焼尻島の二つの漁場請負を命じられた。翌七年（1787）には、留萌・苦前の二つの漁場における、すべての請負を命じられてい

る。こうして栖原家は、蝦夷地における広大な漁業経営を統括する責任者として、栖原彦兵衛を支配人に定め、場所請負事業の任にあたらせた³⁵⁾。西蝦夷地一帯の漁場は明治前期に至るまで、同家の経営を支えた事業として発展した³⁶⁾。

以上のことから、栖原家は飛騨屋の蝦夷地における事業継続の支援者・取引相手として位置付けることができよう。次の第3章においては、初代から二代目への事業継承と二代目倍正の企業者活動、その後を継承した三代目倍安の企業者活動の背景ともいえる当時の経営環境を探ることにする。

第3章 初代から二代目への事業継承と三代目の社会経済的時代背景

1. 初代倍行から事業を継承した二代目倍正

倍行は、臼山の八ヵ年にわたる伐採事業が終了した次の年、享保十三年（1728）に、京都から湯之嶋の飛騨屋本店に帰る途中で死亡している。倍行は頓死のため遺言書に類するものは残されておらず、倍行の遺産・事業の相続に関する処置については、親族によって「飛騨屋久兵衛跡式定証文覚」（享保十三年11月）が作成された³⁷⁾。その内容は次の通りである。

- a. 後家さわを家主とする。甥久蔵を養子とし久兵衛を継がせる。
家・田地・金八百両を譲る。
- b. 松前山の支配を受け持つ。
- c. 哥伊兵衛も養子とし、京都の店一軒、金八百両を譲る。
- d. 哥小三郎も養子とし、京都の店一軒、金八百両を譲る。
- e. 以上の金二千四百両はさわ方に預り、松前の山に用いる。損金発生した時は、三人平均して出し、益金あり時は三人分割せよ。
- f. 山支配は久兵衛（久蔵）一人にて行い、入用金は一ヵ年で精算。
- g. 三人兄弟仲良くし、義母に孝行せよ。

- h. 遺言書置きはないが、さわの意見で先代久兵衛の数十年の苦労に報いるため、倍行の老母と兄弟並びに縁類にお金を贈った。
(13名、合計二百四十両となる)

こうして初代久兵衛は、現金数千両と、下呂の家・田地・京都の家二軒の財産と松前山の支配を二代目倍正他養子に遺したのである³⁸⁾。

蝦夷地においてその地歩を固め、企業者活動をなした結果である蓄財と飛騨屋の事業は、養子となった甥の久蔵が二代目倍正を名乗り、継承することになった。

二代目倍正は、享保十三年（1728）臼山跡山八ヵ年の事業を山田庄平（庄兵衛）らと共に共同出資の形で請け負い、利益を得ている。この事業の完成は元文元年（1736）であるが、同年7月には、奉行あてに「蝦夷檜葉惣山五ヵ年御証文」³⁹⁾を提出し、次の請負事業を認められている。元文二年には事業を開始し、寛保二年（1742）に年賦完成という五ヵ年間の尻別山の唐檜請負事業である。本事業は倍正が一人で行った初めての事業である。倍正是30歳代後半となり、すでに事業家として八年間の経験を積んできた。本事業年度中に、次期の請負事業の「願書」⁴⁰⁾を元文五年（1740）7月21日、奉行あてに提出し、積極的な事業計画を示している。これが、五ヵ年の尻別山跡山請負事業（寛保二年4月～延享四年4月）であった。こうした事業計画をみても、山請負事業が飛騨屋の全経営に占める割合は大きく、倍正の企業者活動の結果である資本蓄積を見るうえでも大きな役割を果たしている。連續して請負事業を申請し、実行していく姿勢に山請負事業家としての企業家精神が表れている。しかし、倍正是尻別山跡山請負事業が開始されたその年、寛保二年（1742）11月30日、福山において45歳の生涯を終えている。飛騨屋久兵衛を継いで14年目のことであった（表3参照）。倍正の企業者活動は、飛騨屋の経営者としては最も短い期間であった。それにもかかわらず、相続した山請負事業こそが飛騨屋のメインビジネスであると受け止め、企業者活動を積極的に展開したことは十分に評価できよう。

2. 二代目倍正から三代目倍安への事業継承

「武川倍正遺言状」⁴¹⁾を検討し、三代目倍安に継承されたものが何であったかをみていくことにする。史料は五枚一紙で筆者武川倍正、受取人は久次郎と久四郎の二人であり、内容は次の通りである⁴²⁾。書き残された最初の文言は、初代倍行の妻さわへの孝養を尽くすということから始まっている。しかし、さわは倍正の死後一ヶ月も経ずに死亡した⁴³⁾。次に記されているのが、飛騨屋本来の遺産相続（家業の相続）についてである。相続人である亀之助は、当時六歳あるいは七歳であり事業家としての経験も力もない年齢なので、久次郎と久四郎に後見役をつとめてもらう。よって、山請負事業やその他の商売については二人で相談し経営すること、また、諸勘定・預り金などの決済をすること、そして三代目飛騨屋となる亀之助に対する経営教育を抜かりなく注意して欲しいことを書き残している。

表3 二代目久兵衛倍正の企業者活動略年表

西暦	元号	年数	年令	主なる活動
1698	元禄	11	1	倍行の弟伊右衛門の長男として誕生。名を久蔵と称する。
1700	同	13	3	南部大畠に、飛騨と号し、木材商を開く。 倍行は飛騨屋初代久兵衛を名のる。
1702	同	15	5	松前に渡来、初代久兵衛尻別の桧山を開く。
1728	享保	13	31	初代久兵衛倍行下呂町益田郡にて死去（55歳）。 久兵衛は大畠にて妻（さわ）をめとったが子がなく、 久蔵を養い、家督を譲った。 同年より久蔵は飛騨屋二代目倍正を名のる。
1728	享保	13	31	臼山跡山8カ年山田庄兵衛らと仲間経営満期の時、残 金（7,839両3歩）を三つ割（2,613両1歩）とする。
1737	元文	2	40	尻別山6カ年唐桧請負毎年15,000石を伐採。 運上金1カ年1,300両
1742	寛保	2	45	寛保2年4月より延享4年4月まで6カ年尻別山跡山 請負。 寛保2年11月30日、福山（松前）にて死去（45歳）。 二代倍正の事業は三代久兵衛倍安に継承。

出所：白山友正「飛騨屋武川久兵衛年表」（函館大学論究）函館大学商学部、
第1輯、開学記念号 1965年12月、p. 73-74。

3. 三代目倍安の社会経済的背景

江戸時代という経営活動に制約を加えられた社会環境の中で、企業者活動を推進した事業家の多くがその環境の変化に対応できず衰退していった。事業家倍安に要求されるのは、そうした社会環境の変化を正しくとらえ、その変化にすばやく対応することである。もし、変化する環境条件に対応するための意思決定ができないとすれば、三代目倍安の事業家としての能力は無いと評価しなければならない⁴⁴⁾。ところが、倍安は三十九年もの長期にわたって飛驒屋のトップとしての座を守り続け、四代目益郷にその事業を引き継いでいる⁴⁵⁾。

確かに、企業淘汰の嵐は江戸時代にも吹き荒れており、近世社会では多くの商人がその事業環境に適応できず倒産するという現実にぶつかった⁴⁶⁾。事業の命運には、実に様々な要因が作用する。例えば、自然、社会、文化、経済、政治などである。こうした環境に変化を及ぼす要因は、事業に対して一方的に適応を要求するものではなく、むしろ事業家自らが環境を選び取り、環境に働きかけ、環境を変化させていくという側面をもつ。その意味において、事業と環境の関係は相互に作用しあうと言うことができる⁴⁷⁾。三代目倍安の企業者活動の最終段階で、松前藩の財政危機や元飛驒屋の支配人であった嘉右衛門の策略などがあり、初代・二代目の時代とは、大きくその事業環境が変化してきた。これまで蓄積し、経営活動において用いてきた経験、知識がこうした状況に役に立たない。この時点で、三代目が誤った事業戦略を選択すると、そのような事業環境が飛驒屋を衰退に招く脅威となるが、その反面、正しい戦略を選択できれば新たな発展を生み出すチャンスとなる。こうした常に変化し続ける事業環境に対する戦略の形成と意思決定が飛驒屋三代目倍安に求められる役割と責任であった⁴⁸⁾。

ここでは、倍安の社会経済的な時代背景を、十代将軍家治のもとで田沼意次が政治の実権を握っている時代と考える。特に蝦夷地と関連する二つの政策、長崎貿易振興策と、ロシア南下とともに蝦夷地対策を中心に考察を進める。

・幕府の長崎貿易政策

田沼の政治は、商業資本との提携を元に行われ、幕府の収入を増やすことに多くの関心が払われ、貿易政策も積極的に推進されていった。幕府は長崎での対支貿易において、日本からの銀の流出を避けるため、銅による支払いを決めた。ところが、中国貿易に必要な銅が欠乏するとその支払いの一部を、俵物や諸色などの海産物で渡すことにした。元禄十一年（1698）のことであった。そしてここから長崎俵物が始まる。俵物とは、イリコと乾鮑であり、後にふかひれを加えて三品となつた。諸色とは昆布・スルメ・トサカ・天草などをさし、それら最大の生産地が蝦夷地であった⁴⁹⁾。こうして松前蝦夷地の産物は、幕府の鎖国政策によって進展できずにいる日本経済と結びつき、国内で不足している産物の補強地として注目されるようになった⁵⁰⁾。松前藩は元文四年（1739）に、イリコの長崎移出について幕府から内命を受け、翌五年の秋にイリコ四百四十本（一本百三十斤）、串鮑八百四十四束、昆布六百駄、身欠三本（一本四千入）、ところてん五本（一本八貫目）、シウリ貝六本（一本百斤）を長崎に送り、寛保元年（1741）に到着したといわれる⁵¹⁾。蝦夷地の海産物は、はじめのうち近江商人⁵²⁾が一手に買い集め、長崎送りをしていたが、やがて長崎商人の直買となり、天明五年（1785）からは幕府の直営とし、箱館に会所を設けるとともに幕府の直買が始められた。特にイリコは長崎俵物となって以来、その産出額も増大した⁵³⁾。幕府は俵物を貢積品として扱い、主産地である蝦夷地ないし、東北地方に請負商人を派遣し、積極的な仕入れにあらせた。東北諸藩も俵物を増産して、次第に幕府の独占政策と対抗するほどの力をを見せ、幕府による俵物の仕入れは停滞するほどになった。そこで幕府は、天明五年（1785）に請負商人仲間を解散し、長崎俵物役所の管理に移し、俵物の生産・集荷・輸出の全工程を掌握した。しかし、それは東北諸藩と幕府、さらには生産者と藩との対立を深める原因ともなったのである⁵⁴⁾。

・蝦夷地開発政策

幕府がロシアの南下を知って蝦夷地対策に注目したのは、田沼時代に入ってからであった。表4の「ロシア南下年表」によると、正徳元年（1711）にロシアは第一回目の千島探検を行い、享保六年（1721）の第二回目の探検の翌年には、北千島の約十四島を記録した地図を作成した。元文四年（1739）には、千島列島二島が確認された。松前藩がロシアの南下を知るのは、二十年後の宝暦九年（1759）のことであったが、幕府には報告していない。幕府が蝦夷地探検を行うのは、貞享四年（1687）水戸藩徳川光圀によるのを始まりとするが、失敗に終わり、翌年再度探検を実施し、蝦夷地に関する多くの資料を持ち帰った。元文期には、金座役人坂倉源次郎の金鉱調査も行われた⁵⁵⁾。以上のような蝦夷地調査は、吉宗時代の「享保の改革」を背景としたものであり、江戸中期の行き詰まった封建社会の解決を蝦夷地開発に見出そうとしたものである⁵⁶⁾。

再度「ロシア南下年表」を参照すると、明和八年（1771）にポーランドの軍人がロシアによる千島侵略の事実を幕府に警告したが、幕府はこれを取り上げていない。ところが長崎を訪問していた仙台藩の医員工藤兵助がこの警告を知り、天明二年（1782）に『赤蝦夷風説考』を著して、老中田沼に注目された⁵⁷⁾。工藤兵助のこうした情報源は、飛騨屋公訴⁵⁸⁾で追放された元松前藩の勘定奉行湊源左右衛門と長崎の和蘭通詞であった⁵⁹⁾。彼らを通して得た情報を元に著したのが、上記の書物であった。工藤兵助の主張する点は二つある。一つは蝦夷地密貿易の風説について、二つ目はロシアの蝦夷地侵略についてであった。ロシア南下の目的は、蝦夷地の侵略ではなく交易にあると工藤は判断している。そこで、密貿易（抜け荷）の禁制⁶⁰⁾のために交易を公許し、交易の利益をもって蝦夷地の金・銀山を開発すべきであるとその書の中で提案した⁶¹⁾。老中田沼は工藤のこうした主張に目を留め、勘定奉行松本伊豆守秀持を調査にあたらせた。田沼の関心は、ロシアの南下よりむしろ蝦夷地開発にあった。しかし、積極的に重商政策を推進した田沼が北方問題に関心を寄せ、蝦夷地調査を命じたこ

表4 ロシア南下年表

西暦	年号	ロシアの動向	松前藩・幕府の動向
1711	正徳元	アンツイフェーロフとコズイレフスキイによる第1回目の千島南下と探検。	
1713	正徳3	コズイレフスキイによる探検。	
1721	享保6	エヴレーイノフとルージンによる探検でかなり正確な地図を作成。	
1722	享保7	北千島の約14島が記録された地図（エヴレーイノフ作成）をペートル大帝に提出。	
1739	元文4	スパンベルグ千島列島22島を確認。さらに南下し安房・伊豆を騒がせる。	
1759	宝暦9		松前藩、ロシア人南下を初めて知るが、幕府には報告せず。
1771	明和8		ポーランド軍人、ロシアの千島侵略を幕府に警告。
1778	安永7	ロシアの商人をノツカマプ（根室）に送り交易を求める。	松前藩は国禁を理由に交易を拒否。幕府に報告せず。
1782	天明2		仙台藩医工藤兵助、ロシアの南下政策が千島にまで及んでいることを『赤蝦夷風説考』にあらわす。蝦夷地についての幕府・田沼意次への建言となる。
1785	天明5		普請役山口鉄五郎・青島俊蔵、東蝦夷地調査。佐藤玄六郎・庵原弥六、西蝦夷地調査。
1786	天明6		探検隊調査続行中、9月將軍家治死去。田沼意次失脚となり、蝦夷地調査中止。
1789	寛政元		クナシリ・メナシの乱。
1792	寛政4	アダム・ラクスマン ロシア使節、根室に来航。通商を求める。	
1799	寛政11		幕府の蝦夷地直轄。

出典：高野明「北方問題」（児玉幸多編『近世史ハンドブック』近藤出版社、1972年）p. 158～159。

榎本守恵・君尹彦『北海道の歴史』山川出版社、1969年、p. 78。

榎本守恵『北海道の歴史』北海道新聞社、1981年、p. 125～132。

とは極めて重要なことであろう。幕府は松前藩に調査を命じたが、すでに宝暦九年（1759）に藩としてロシア南下の情報をとらえていた。松前藩はそれを幕府に報告しなかった経緯もあり、ロシアに関する事実を秘密にした。幕府はそうしたことから、蝦夷地の実状を知ることができず、ついに自ら調査に踏み切ったわけである。天明五年（1785）に次のような調査結果が出た。その調査では、蝦夷地は広大であること、人口が少ないと、糧食に乏しいこと、取締りが困難であること、ロシア人とアイヌとの交易は交易と呼べるものではない、ことなどがわかった。ところが翌年の九月に、將軍家治が死去するという思わず事態が発生し、田沼は政治的に失脚する。これに松本秀持の左遷が加わり、田沼による蝦夷地探検はついに中止となった⁶²⁾。そのおよそ十年後に、幕府は蝦夷地の直轄を行うこととなる。そして田沼失脚後の蝦夷地開発論調は、経済的見地のみでなく、国防的観点が強調されるようになったのである⁶³⁾。

以上の社会経済の変化ある時代の下に、三代目倍安が事業を転換せざるを得ない事情が生じてくる。

第4章 木材伐採事業から場所請負事業への転換

本章では、直接的に三代目倍安の企業者活動における戦略的意意思決定に関わる諸事情について、元支配人の嘉右衛門による飛驒屋への営業妨害、松前藩の事情、事業を転換した後の倍安の企業者活動を中心に検討を進めていく。

1. 支配人嘉右衛門による飛驒屋への営業妨害

まずは、嘉右衛門と飛驒屋との関係から見ていく。そのために、嘉右衛門の生い立ちにふれておく。なぜなら、支配人という職位につくのは、簡単なことではないからである。飛驒屋とどのような関わりをもって支配人となつていったのであろうか。

・元飛騨屋支配人嘉右衛門の生い立ちと解雇

嘉右衛門の人となりに関する史料として、安永九年（1780）6月に、久兵衛とその弟久次郎が訴訟人となって代官所の大原彦四郎あてに提出した訴状をあげることができる⁶⁴⁾。その他の史料を通して、嘉右衛門の生い立ちを知るのは難しい。以下この史料によって彼の生い立ち、並びに彼が起こした不正問題から解雇された事情を見ていくことにする。

初代の飛騨屋久兵衛が木材商として大畠に店を出したのは元禄十三年（1700）のことであった。初代は土地の事情に通じていないこともあって、大畠出身の儀兵衛を手代として雇用することになった。その後、儀兵衛が病死したためその遺族を扶養し、儀兵衛の息子嘉右衛門が成長したので、飛騨屋の手代として取立て、屋敷・別宅等を与えた。当時の奉公人制から見たら破格の扱いであった。さらに、倍安の時代となった宝暦十年（1760）には、嘉右衛門を大畠店の支配人に昇格させ、経営を任せることになった。飛騨屋主人の新任も厚く、支配人として経営も任せられた嘉右衛門であったが、明和二年（1765）に退職を申し出たため、給金などの精算を行ったところ、給金貸し並びに預け金、およそ百九十両未返済のままであることが発覚した。さらに明和三年（1766）の勘定改めの際、店の金を横領したことも発覚した。店の横領金三千八十九両をこれに加えると、三千二百七十九両余の金を嘉右衛門は着服していたことになる。飛騨屋側は嘉右衛門に対して全額返済を要求したが、四百七十七両余の返済を受けたのみで、残額は未済で退職となつた（表5参照）。しかしながら、支配人を罷免された後も執拗なまでに飛騨屋への営業妨害を嘉右衛門は繰り返す。それは、飛騨屋の基幹事業である木材伐採事業を廃業に追い込むほどに厳しいものであった。

・元支配人嘉右衛門による営業妨害と木材事業の廃業

飛騨屋大畠店支配人を解雇された嘉右衛門は飛騨屋に反旗をひるがえした。明和四年（1767）から安永九年（1780）までの嘉右衛門に関

表5 大畠店支配人嘉右衛門の事歴

西暦	年号	年数	主たる記事
1760	宝暦	10	大畠店儀兵衛の息子嘉右衛門支配人に任免される。
1766	明和	3	嘉右衛門店金2802両を押領したことにより罷免となる。
1767	〃	4	嘉右衛門は久兵衛の伐木業を奪う目的のため松前藩士を誘う。この計画は失敗に終わる。
1770	〃	7	南部屋嘉右衛門、石狩山の杣入を藩に具申。
1772	安永	元	南部屋嘉右衛門、蝦夷地サル山の赤松伐出を請負う。
1773	〃	2	南部屋嘉右衛門、夷地法度に背き入牢。
1774	〃	3	南部屋嘉右衛門、大畠において松前藩より南部藩に引き渡される。
1779	〃	8	湊源左衛門、盛岡の獄中にあった南部屋嘉右衛門を南部藩よりも受け、妻子共に松前へ連れ帰る。嘉右衛門はその後、徒士格勘定下役に任じられ、浅間嘉右衛門と名乗る。嘉右衛門再び久兵衛の請負場所を奪うため、宗谷の産物を積んだ伊勢丸に対して、帆待荷物を没収。船頭鈴木仁惣治を自殺に追い込む。
1780	〃	9	飛驒屋久兵衛は上記一件について嘉右衛門を幕府に公訴。
1781	天明	元	飛驒屋公訴事件の判決。嘉右衛門死罪の判決となる。

出典：白山友正「飛驒屋武川久兵衛年表」（『函館大学論究』第1輯、1965年）p. 75～78参照。
 ならびに北海道編『新北海道史年表』（北海道出版企画センター、1989年）p. 65～77参照。

する項目を『新北海道史年表』並びに白山友正『飛驒屋武川久兵衛年表』⁶⁵⁾から選び、飛驒屋に対して嘉右衛門がどのような営業妨害を行い、廃業に至らせたかを述べていく。明和三年（1766）に店金およそ三千両を横領したことにより解雇された嘉右衛門は、明和四年（1767）には、松前藩の勘定奉行湊源左衛門に贈賄し、飛驒屋の伐木請負事業を奪う目的で、運上金のほか、年々米一万俵の上納を条件として、飛驒屋が請け負っている蝦夷檜山の請負を松前藩に願い出た。飛驒屋はこれに対抗して、同年8月20日に福山城内の普請・修築費として五百両を献じるとともに、一ヵ年六百両であった運上金を千両に増額することを条件に、蝦夷檜葉・榎山惣山請負を出願した。8月24日には松前藩より許可を得、営業継続となつたが、その二年後の明和六年（1769）になると、松前藩は飛驒屋への圧迫を強め、蝦夷檜山を藩に返納させた。その結果、飛驒屋は三代続いた蝦夷地における

木材請負事業を廃業することになった。

2. 松前藩側の諸事情

・飛騨屋廃業後の松前藩の山請負事業状況

その後松前藩は伐採事業を直営とし、南部屋嘉右衛門（元飛騨屋支配人）に担当させた。明らかに飛騨屋への松前藩によるこうした圧迫の背後には嘉右衛門の存在があった。ところが、嘉右衛門の経営では利益が上がらず、その事業は失敗に終わった。そこで明和七年（1770）に、湊源左衛門が江戸に上って、新宮屋久右衛門方から資金を借用し、久右衛門を蝦夷檜山の江戸売捌き問屋としたが収益を出せなかった。そこで藩直営の名目で、松前藩は明和八年（1771）より十カ年間、運上金一万二千五百両と幕府の払い下げ米代二百四十三両の上納を条件として、久右衛門に蝦夷檜山を請け負わせることとした。しかし久右衛門による山請負事業が進まず、運上金や御用立て金問題などによって、藩と久右衛門との関係がますくなり、ついに久右衛門が幕府に公訴する形で解決に至った⁶⁶⁾。

・松前藩に対する飛騨屋側の貸付金の動き

木材伐採の事業を廃業せざるを得なかった飛騨屋であったが、廃業後四年を経過した安永二年（1773）に松前藩への貸付が八千百八十三両となった。だが、藩はその返済が困難であった。『飛騨屋文書』⁶⁷⁾によると、その事情は次のように記録されている。江戸屋敷月割上納金並びに年賦金の返済額に対し、苦前場所を年二百両あてにて請け負わせることによって、相殺したいと氏家新兵衛・鈴木藤左衛門（松前藩側）は回答するが、飛騨屋側は苦前場所を拒否し、代わりに総額八千百八十三両の貸付金のうち二千七百八十三両は冥加金として指し上げ、残金五千四百両の指引相殺分として、絵鞆・厚岸・霧多布・国後の四場所を年二百七十両、二十カ年で請け負わせてほしいと松前藩に依頼した。また、藩に貸し金があり、元利合計すると二千八百五十六両残っているので、その引当として藩より、宗谷場所

を運上金年額百九十両あて（無利息）の計算で、未年（安永四年）より酉年（寛政元年）までの十五年間許可する、との回答を得た。ただし、請負年数内に場所引上げの場合は、午年8月よりの利息を加えて元利とも返済すること、また請負年数中に夏舟がついたなら、鮫油百樽ずつ上納することが付帯条件であった⁶⁸⁾。

明和六年（1769）に三代倍安まで続いた伐木業を廃業した飛騨屋は、四年後の安永二年（1773）から、場所請負人としてその事業を山から海へと転換していった。それは松前藩の財政的窮乏を直接の原因として、飛騨屋に対する返済金の代わりに四場所請負を許可することになったからである⁶⁹⁾。ところが、元支配人嘉右衛門も再び飛騨屋の新事業に対して、営業妨害を開始する（表6参照）。

3. 事業転換後の倍安の企業者活動

・伐木業を廃業した飛騨屋に対する嘉右衛門の行動

飛騨屋新規事業である場所請負業に対して、嘉右衛門は新たな営業妨害を始めていくが、これを論述する前に嘉右衛門の行動をもう少し追いかけてみる（表5参照）。

安永二年（1773）9月に入って、南部屋嘉右衛門は「無判船夷地直舟・夷地サル山直柵入、夷地無断越年」などの蝦夷地法度に背いた罪によって入牢となった。この事件は嘉右衛門一人でなく、松前の保証人宿市右衛門やその親類も町内預を申し渡された⁷⁰⁾。このように、嘉右衛門はその関係筋にまで迷惑をかける事件を起こした。ところが、安永八年（1779）2月18日（表5参照）には、湊源左衛門が盛岡の獄中にあった嘉右衛門を南部藩より貰い請け、合わせて妻子も一緒に連れ帰った⁷¹⁾。そればかりでなく、嘉右衛門は松前藩に召抱えられ、徒士格勘定下役の任命を受けて浅間嘉右衛門を名乗るようになった。この間の事情を飛騨屋は、「嘉右衛門へのこのような松前藩の取り立ては、京都で医師をしていた嘉右衛門の甥が公卿西洞院家に取り入り、同家の斡旋により幕府見聞方が松前藩に働きかけた結果である。」と語っている⁷²⁾。血縁である甥が嘉右衛門に対して働きかけるのは当

表6 三代目飛騨屋久兵衛倍安略年表

西暦	年号	年数	年齢	主たる活動
1737	元文	2	1	飛州益田郡下呂郷潟之島村に出生。 幼名は亀之助（妻は尾張藩家臣松井外記の養女）。
1743	寛保	3	7	父倍正死去にともない、蝦夷地木材請負業及び商業を継承。今井所左衛門後見となる。
1750	寛延	3	14	辻文右衛門の伐採した厚岸山伐採請負。
1752	宝暦	2	16	尻別山伐採。
1753	〃	3	17	石狩山伐採五カ年請負願書提出（許可）。
1754	〃	4	18	七戸領清水目山、大坪山、小坪山、角田長兵衛請負に1400両貸付。
1758	〃	8	22	木古内山請負。
1760	〃	10	24	大畠店儀兵衛の息子嘉右衛門を支配人とする。 南部領208山全部留山となる。
1763	〃	13	27	松前藩請負切替の時、唐桧の外撥松山もすべて留山とする。
1766	明和	3	30	大畠店支配人嘉右衛門、店金2802両押領により罷免となる。
1767	〃	4	31	嘉右衛門、松前藩勘定奉行湊源左衛門に贈賄し、久兵衛の伐木業を奪わんとしたが、久兵衛は運上金を増して請負出願し、福山城の修繕費500両を献じ、請負継続となる。
1769	〃	6	33	松前藩の圧迫厳しくなり、飛騨屋は伐木業の廃止を決定。藩の直営となり嘉右衛門担当したが利益あがらず、新宮屋久右衛門に請負わす。
1773	安永	2	37	藩の財政厳しく、8183両の貸付金の返済困難。よって2783両を藩に献納。残金5400両に対して絵鞆、厚岸、霧多布、国後の四場所の請負許可。
1774	〃	3	38	国後トウパイの乙名ツキノエ、交易船に暴行。交易不能となる。
1775	〃	4	39	藩への貸付金2856両に対して、本年より酉年（1789・寛政元年）までの15年間、宗谷場所を請負う。
1778	〃	7	42	ロシア人ケレトフセ、メテリヤウコベツ霧多布場所ノツカマフに来る。交易不能。
1779	〃	8	43	ケレトフセ以下48人厚岸場所ツクシコイに来る。交易不能。
1780	〃	9	44	嘉右衛門を相手に弟久次郎と連署で幕府に公訴。
1781	天明	元	45	幕府の裁決あり。嘉右衛門は死罪、勘定奉行湊源左衛門は重追放、江戸留守居役尾見兵七は押込、家老蠣崎佐土は重追放（しかし、すでに死亡）。嘉右衛門公訴事件は落着。
1784	〃	4	48	倍安5月23日に死去。

出典：白山友正「飛騨屋武川久兵衛年表」（『函館大学論究』第1輯、1965年）p. 75～78
より引用。

然のことと理解できるが、なぜ松前藩士渉源左衛門がこれほどまでに嘉右衛門に肩入れするのだろうか。幕藩制社会にあっては、商人が武士になることは難しい。しかし嘉右衛門は商人であるにもかかわらず、藩士として召抱えられている。その理由に関しては残された史料では実証することはできない。安永八年5月20日には、南部屋嘉右衛門から名を改めた浅間嘉右衛門は船手方改兼帶を命じられた⁷³⁾。

・松前藩士となった嘉右衛門による飛驒屋への営業妨害

飛驒屋の場所請負事業に対する嘉右衛門の妨害は、彼が松前藩士となるや、藩権力を背景とした営業妨害にまでエスカレートしていく。ここでは飛驒屋が浅間嘉右衛門を公訴する原因となった「伊勢丸事件」の概要とその「事件」に対して飛驒屋はどのような姿勢をとったのか。「公訴」の内容とその結果を検討していくことにしよう⁷⁴⁾。

まず、「伊勢丸事件」前後の事情（表6参照）からみていく。飛驒屋が山請負事業から場所請負事業へと転換した後も、嘉右衛門による営業妨害は続いた。三代目倍安は、安永二年（1773）に絵鞆や厚岸など四場所を請負い、安永四年（1775）から十五年間宗谷場所の請負人となった。また絵鞆場所は、箱館村の多兵衛に下請けさせ、久寿利場所と白糠場所の請負が許可された。したがって飛驒屋は、六場所を請け負うことになった。ところが、安永三年と四年に国後場所でアイヌの妨害を受け、安永五年（1766）から天明元年（1781）までその事業を停止せざるを得なくなった。さらに安永七年（1778）には、ロシア人たちが霧多布場所のノッカマフに渡来するなど場所経営が予想もしなかった妨害者によって遅滞することとなった。このような被害による損失が飛驒屋の経営を圧迫したのは当然のことである。そこに追い討ちをかけるかのように、宗谷場所の積荷を松前沖ノ口番所で検閲した際に、帆待荷物を過荷物として没収される事件が起こった。その責任をとって、船頭が自殺をはかったのである⁷⁵⁾。これがいわゆる「伊勢丸事件」である。この事件の背後関係を飛驒屋側は次のように指摘している。浅間嘉右衛門（もと飛驒屋支配人）が松前家老蟻崎佐土、

勘定奉行湊源左衛門と共に謀し飛驒屋の支配下にある宗谷場所の乗っ取りを企てた。なぜなら、嘉右衛門が飛驒屋の場所請負の取替方を申請したが、却下されたからである。そこで飛驒屋が自発的に場所を返上せざるを得ないように画策したのである。その手段として嘉右衛門は宗谷場所廻船に、荷物改役人の他に、自分の手代宇兵衛なる人物を乗船させ、荷物改役人同様の資格と称し、9月13日松前表に船が到着するや水手等の帆待荷物を過荷物と称して没収した。この結果、過荷物違反のため、松前店は10月6日から20日までの二週間営業停止となった。問題はもう一つ起きた。それは、廻船船頭仁惣治が過荷物違反の責任を取って自殺したことである⁷⁶⁾。以上が伊勢丸事件の概略と背景である。この事件が直接のきっかけとなって、飛驒屋は公訴に踏みきるのである。

・伊勢丸事件後の公訴に至るまでの経緯

事件発生後、倍安はただちに栖原屋支配人三郎兵衛（表2参照）・武兵衛と相談し、幕府に「浅間嘉右衛門不法に関する一件」を公訴することとした。安永八年（1779）12月4日に久兵衛倍安・久次郎の両名にて訴訟を起こし、栖原家の両支配人へも後援を依頼した。さらに代官大原家の屋敷を訪問し、公訴する件について了解を願った。代官大原彦四郎は松前家に嘉右衛門の足止めを申し入れた。これに対して、浅間嘉右衛門は倍安に公訴の示談を申し入れたが、飛驒屋側としては示談に応ずる意思はなく、安永九年（1780）6月9日、幕府勘定奉行山村信濃守役所へ訴状を提出した⁷⁷⁾。この訴えに対して幕府はどのような判決を下したか。

・公訴の結果

飛驒屋の公訴に対する幕府の裁決について、飛驒屋側の史料「差上申一札之事」（天明元丑年10月11日）の「嘉右衛門業務上押領並営業妨害事件判決受領証文」には次のように書かれている。判決内容は嘉右衛門、湊源左衛門、蠣崎佐土、尾見平七ら松前藩関係者に対する

幕府の非常に厳しい裁決となった。以下それぞれの罪状と刑罰をみていく。

a. 嘉右衛門

罪状は、久兵衛の店の資金を押領したこと。他人の営業権の乗っ取りや久兵衛の船積荷物の搾取並びに身分詐欺などがあげられ、刑罰は最も重い死刑であった。

b. 淀源左衛門

嘉右衛門の身分について偽りの証言をしたという罪状により、重追放となった。

c. 蟻崎佐土

源左衛門と同様に、嘉右衛門の身分について偽証。よって重追放となるのだが、このときすでに病死していたため刑罰を免除された。

d. 尾見平七

淀源左衛門の偽証黙認、その上奉行所へは偽りの証書を提出した罪状で役職解任の上、禁固（押込）刑となる。

訴人である久兵衛と久次郎に対しては「おかまいなし」との判決が下った。ただし、嘉右衛門が飛驒屋側にもたらした巨額な損金はついに戻らなかった⁷⁹⁾。

三代目飛驒屋久兵衛倍安の代に、絵鞆・厚岸・国後・根室の四場所を請け負ったが、飛驒屋四代目を継承した益郷の代となった寛政元年（1789）に起きた「クナシリ・メナシの乱」によって飛驒屋は松前藩から場所請負を罷免されることになる。その後の根室場所は、村山伝兵衛が請け負うことになった⁸⁰⁾。

むすびにかえて

本稿では、三代目飛驒屋久兵衛倍安の代となって、初代から続いた蝦夷地における木材伐採事業から撤退し、場所請負事業への転換が行われた過程において、どのような事情が倍安に事業戦略転換の意思決定をさせたかを検討してきた。確かに、幕府の蝦夷地政策とも関連す

る。さらに、松前藩の財政事情もその理由として考えることができる。しかし、いくつかの史料を検討していく段階で、飛騨屋側の元支配人嘉右衛門の動きが、飛騨屋の事業転換に大きな影響を及ぼしているのではないかと思われてならなかった。嘉右衛門による飛騨屋への執拗な営業妨害こそ、飛騨屋を囲む経営環境であった。元支配人嘉右衛門が松前藩士らを巻き込んで飛騨屋への営業妨害として具体的に現れてきたのが、明和六年（1769）に松前藩側からつきつけられた飛騨屋に対する蝦夷檜山返納であった。こうした思いもよらない状況の変化が、実際には飛騨屋の木材伐採事業を廃業に追い込んだのであり、その後には松前藩士と結託した嘉右衛門の存在があったわけである。倍安はこうした事業環境の変化に対応し、山林伐採の請負事業から場所請負事業へとその経営戦略を変えていく。しかし、飛騨屋の新規事業に対しても嘉右衛門の妨害は続き、そればかりか嘉右衛門自らが松前藩に召抱えられるや、藩の権力を背景に飛騨屋の場所請負事業への妨害が続けられていく。

本稿の目的は、なぜ飛騨屋の木材事業が場所請負事業へと転換したのか、その諸事情を探ることにあった。そのために、飛騨屋を囲む様々な人的関係や松前藩側の財政事情も検討してきたが、究極の要因として元支配人嘉右衛門によるものであるということができよう。ただ、何故ここまで飛騨屋が嘉右衛門からの営業妨害を受け続けるのかが理解できない。飛騨屋を狙い撃ちするような嘉右衛門の行動は、ついに犠牲者を出すに至り、これが直接的なきっかけとなって倍安は公訴に踏みきったわけである。その結果、嘉右衛門は「死罪」となった。嘉右衛門と倍安との関係については、何か複雑な問題があるのかもしれない。本稿においてはそれを明らかにすることはできなかった。引き続き研究を進める必要がある。飛騨屋の場所請負事業は続けられ、四代目益郷へと継承されていくが、新たな問題として「クナシリ・メナシの乱」が四代目をおそう。そして再び飛騨屋の事業経営が危惧される状況となってくる。四代目益郷の企業者活動については、次なる研究課題としたい。

(本研究は平成 14 年度札幌大学研究助成費による研究成果である)

注

- 1) 「武川久兵衛系図」(史料は現在岐阜県歴史資料館に所蔵されている『武川家文書』所収) の初代から三代までを参照。以下「系図」と称する。
- 2) 「記録草藁」(『武川家文書』所収)
- 3) 飛騨屋久兵衛研究会『飛騨屋久兵衛』下呂ロータリークラブ、1983 年、P.81 ~ 85、ならびに中野効四郎『岐阜県の歴史』山川出版社、1981 年、P.199 参照。
- 4) 「系図」の倍行を参照。また『飛騨屋久兵衛概略』1963 年、P.3 ~ 4 参照。
- 5) 鳴海健太郎「下北半島における飛騨屋久兵衛の事歴一大畠を中心に活躍した有力商人についてー」(弘前大学『国史研究』第 51 号) P.9 参照。
- 6) 近世における江戸・大坂・京都が三都とよばれたことは周知の通りである。17 世紀後半、全国的海運網が成立したことにより、大坂は全国的商業都市としての性格を持つようになる(東京百年史編集委員会『東京百年史』第 1 卷、東京都、P.750、ならびに寶月圭吾・児玉幸多編『新稿日本史概論』吉川弘文館、1969 年、P.206 参照)。
- 7) 大石慎三郎「蝦夷地林業の創始者飛騨屋久兵衛(II)」(徳川林政史研究所『研究紀要』1987 年度、1988 年、P.4 ~ 5) ならびに『下呂町史』、P.451 参照。
- 8) 鳴海健太郎、前掲論文、P.9 参照。
- 9) 幕府が金森氏を移封した目的は、飛騨山林の天領化にあった。大石慎三郎氏はこの点について、「飛騨国收奪の本命は他の地方のように田畠にあったわけではなくて山林にあったので、幕府は元禄十五年に飛騨の山林調査を実施、享保の半ばごろまでに飛騨川流域にひろがる『南方』をほぼ『尽山』にしている。下呂地方はこの『南方』の中心地帯にあたるので、元禄五年の天領化とともに幕府の收奪は急速に進んでいた」と説明する(大石慎三郎「蝦夷地林業の創始者飛騨屋久兵衛(I)」(徳川林政史研究所『研究紀要』1985 年、1896 年) P.10 参照。ならびに『下呂町史』、P.451 参照)。
- 10) 佐藤宥紹「下北農漁民の蝦夷地出稼ぎについて」(高倉新一郎監修『北海道の研究』第 3 卷、近世篇 I、清文堂、1983 年) P.265 ~ 267 参照。また幕府飛州材を江戸へ運搬した商人の名前は大岡屋治右衛門・岡村屋庄五郎・大文字屋右衛門たちであった(飛騨屋久兵衛研究会、前掲書、

P.31～33 参照)。

- 11) 飛驒屋久兵衛研究会、前掲書、P.31～33 参照。
- 12) 「記録草稿」(『武川家文書』所収)。
- 13) 大石慎三郎、前掲論文(II)、P.4 参照。
- 14) 白山友正「飛驒屋武川久兵衛年表」(『函館大学論究』第1輯、1965年) 参照。
- 15) 江戸時代になると林業生産物・木材の消費量が極端なほどに増大した。所三男氏はその理由として三点あげている(所三男「林業」児玉幸多編『産業史 II』山川出版社、1980年) P.199 参照。
 1. 1600年代では城の修築・建造用の木材需要量増大、また城下町、寺社などの建造も需要量を増す大きな要因である。
 2. 木造家屋の集中する都市の火災による家屋焼失が増えるにつれ、その災害復旧用材の需要増大。
 3. 都市人口の膨張とともに燃料用材としての薪炭の需要増大。
- 16) 内橋克人「近江・伊勢の商人魂(日本の商人3)」TBS ブリタニカ、1983年、P.246～247 参照。
- 17) 『飛驒屋久兵衛概略』1963年、P.3 参照。
- 18) 以上、本章の初代久兵衛倍行の論述については、拙稿「近世期飛驒屋における山林事業経営の展開—初代久兵衛倍行の企業者活動を中心にして—」(『札幌大学女子短期大学部紀要』第18号、1991年) P.30～33 に依拠している。
- 19) 拙稿「近世期における飛驒屋の企業者活動に関する研究—栖原家との関係を中心に—」(『札幌大学女子短期大学部紀要』第39号、2002年) P.5 参照。以下、第2章の論述については、拙稿、同上論文、P.20～28 に依拠している。
- 20) 海保嶺夫「栖原について」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第8巻、吉川弘文館、1987年) P.136、北海道新聞社編『北海道歴史人物事典』1993年、P.198～199 参照。
- 21) 多羅尾忠郎『栖原家略傳』、ならびに南紀徳川史刊行会『南紀徳川史第七冊』清文堂、1990年(復刻本)、P.349 参照。
- 22) 多羅尾忠郎『栖原家略傳』、ならびに『栖原家家譜』(1895年)と茂隆による『栖原家家譜』(1918年) 参照。
- 23) 田島佳也「北の海に向かった紀州商人—栖原角兵衛の事跡—」(網野善彦編『海と列島文化 第1巻 日本海と北国文化』小学館、1990年) P.382 参照。
- 24) 『南紀徳川史』、P.349 参照。

- 25) 田島佳也、前掲論文、P.385 参照。なお須原屋・菊池家に関する記述は、同論文、P.385～386 を参照されたい。
- 26) 二代目俊興の項（『栖原家家譜』1918 年刊による）参照。内田龍哉氏は、このような薪炭・材木問屋への進出の背景に、紀州藩御救仕入方の熊野地方の薪炭用材売買など紀州藩領から産出する木材があると指摘している（内田龍哉「栖原角兵衛について」『千葉県立中央博物館研究報告』第 1 卷 第 3 号、1991 年、P.38 参照）。
- 27) 三代目茂延の項（『栖原家家譜』1918 年刊による）、ならびに三代目茂延の項（『栖原家家譜』1895 年刊による）参照。しかし、天明三年（1783）には大畠支店を閉鎖している。
- 28) 田島佳也、前掲論文、P.389 参照。ならびに飛騨屋久兵衛研究会、前掲書、P.42 参照。
- 29) 30) 五代目茂勝の項（『栖原家家譜』1918 年刊による）、ならびに五代目茂勝の項（『栖原家家譜』1895 年刊による）参照。
- 31) 内田龍哉、前掲論文、P.39～40 参照。
- 32) 田島佳也、前掲論文、P.393～394 参照。
- 33) 同上論文、P.395 参照。
- 34) 内田龍哉、前掲論文、P.40 参照。
- 35) 六代目茂則の項（『栖原家家譜』1918 年刊による）、ならびに六代目茂則の項（『栖原家家譜』1895 年刊による）参照。ただし、表 2 とは担当支配人の年代と名前とが異なっている。
- 36) 内田龍哉、前掲論文、P.40 参照。
- 37) 飛騨屋久兵衛研究会、前掲書、P.43 参照。
- 38) 拙稿「近世期飛騨屋における山林事業経営の展開—初代久兵衛倍行の企業者活動を中心にして—」（『札幌大学女子短期大学部紀要』第 18 号、1991 年）P.46～47 参照。
- 39) 拙稿「享保期・元文期における飛騨屋の木材請負経営に関する研究—二代久兵衛倍正の企業者活動を中心にして—」（『札幌大学女子短期大学部紀要』第 31 号、1998 年）P.78～80 を参照されたい。
- 40) 同上論文、P.80～82 を参照されたい。
- 41) 寛保二年（1742）11 月 24 日「武川倍正遺言状」（『武川家文書』所収）。
- 42) 秋田俊一・高橋伸幸・三ッ木芳夫「場所請負人飛騨屋久兵衛に関する研究—飛騨屋武川久兵衛家所蔵古文書目録—」（5）（『札幌大学女子短期大学部紀要』第 23 号、1994 年）P.51～52 参照。
- 43) さわは寛保二年 12 月 14 日に死亡したと「温良院様旅中御所持之靈鑑」（『武川家文書』所収）に記録されている。ここでいう「温良院様」と

は四代目久兵衛益郷をさしている。

- 44) 森田保男『経営学』同文館、1966年、P.20 参照。
- 45) 例えば、江戸時代とその事業環境が異なる現代において、経営トップとして企業者活動を長期的に続けている人物としてサントリー株式会社会長（1990年当時）佐治敬三氏がいる。彼は社長のポストを28年間保ち続けた（佐高信『逃げない経営者たち—日本のエクセレントリーダー30人』講談社文庫、1994年、P.164～168 参照）。
- 46) 近世社会という事業環境のもとで経営がいきづまつた商人たちが没落した理由は、例えば営業面での困難性、ついで大名への貸付金の滞り、さらに内部問題として商人たちの生活豪奢などにある（賀川隆行「近世商人の同族組織」浅尾直弘・網野善彦・山口啓二・吉田孝編集『日本の社会史 第6巻』岩波書店、1988年所収、P.158～159）。
- 47) 土屋守章「現代企業と経営環境」（小林規威・土屋守章・宮川公男『現代経営辞典』日本経済新聞社、1986年所収）P.62 参照。
- 48) 拙稿「企業と環境」（石井武俊編著『経営学入門』八千代出版株式会社、1992年所収）P.105 参照。
- 49) 榎本守恵『北海道の歴史』北海道新聞社、1981年、P.120～121 参照。
ならびに高倉新一郎著作集編集委員会『高倉新一郎著作集 第1巻 北海道歴史〔I〕』北海道出版企画センター、1995年、P.292～293 参照。
- 50) 高倉新一郎著作集編集委員会、同上書、同ページより。
- 51) 南鉄藏『改定北海道総合経済』図書刊行会、1976年、P.188 参照。
- 52) 近江商人の蝦夷地進出の背景は、「長崎貿易の産銅にかわる輸出品としてにわかに注目されてきた俵・昆布の商品生産地として蝦夷地全域が18世紀後半頃までには遠隔地間商人の漁場進出の場所となった。それはまた、蝦夷地の実質的な松前藩領域化が進んだことを意味している」と菊地勇夫氏は説明する（菊地勇夫『幕藩体制と蝦夷地』雄山閣、1984年、P.245 参照）。
- 53) 榎本守恵・君尹彦『北海道の歴史』山川出版社、1969年、P.84 参照。
- 54) 北島正元『江戸時代』岩波書店（新書）、1958年、P.171 参照。
- 55) 榎本守恵『北海道の歴史』北海道新聞社、1981年、P.129 参照。
- 56) 高野明「北方問題」（児玉幸多『近世史ハンドブック』近藤出版社、1972年）P.150～160 に負っている。
- 57) 榎本守恵『北海道の歴史』北海道新聞社、1981年、P.129 参照。
- 58) 飛驒屋の公訴について、白山友正氏は「飛驒屋支配人の嘉右衛門が引負金を返済せず、その金を以って松前に赴き飛驒屋の伐木事業を妨害してこれを奪い、その請負場所までも横領しようとしているから、引

負金二千八百二両を返済させ、以後飛驒屋の営業を妨害することのないよう裁いていただきたい旨の訴えを幕府に提出した」(白山友正「奥蝦夷地場所請負人の自衛手段—安永九年の飛驒屋の公訴を中心として—」北海学園大学経済学会『経済論集』第21巻4号、1974年、P.265より引用)と説明している。

- 59) 和蘭通詞の名前は吉雄耕牛という。また、工藤兵助が親交を結んだ仲間に蘭学者前野良沢や林子平らがいる(大石慎三郎『田沼意次の時代』岩波書店、1991年、P.128~129参照)。ならびに榎本守恵『北海道の歴史』北海道新聞社、1981年、P.129~130参照。
- 60) 密貿易(抜け荷)と飛驒屋久兵衛倍安との関わりについては、川上淳「十八世紀~十九世紀初頭の千島アイヌと千島交易ルート」(北海道・東北史研究会編『メナシの世界』所収、北海道出版企画センター、1996年、P.182~186)の中で取り扱われている。
- 61) 榎本守恵『北海道の歴史』北海道新聞社、1981年、P.129~130参照。また、高倉新一郎・関秀志『北海道の風土と歴史』山川出版社、1977年、P.76~77もあわせて参照。
- 62) 榎本守恵『北海道の歴史』北海道新聞社、1981年、P.130~132参照。
- 63) 榎本守恵・君尹彦『北海道の歴史』山川出版社、1969年、P.81参照。
- 64) 秋田俊一・高橋伸幸・三ツ木芳夫『飛驒屋武川家文書編年目録』(『札幌大学女子短期大学部紀要』第27号、1996年。第28号、1996年。第29号、1997年)、[A2-6]、P.85参照。出典は飛驒屋文書「乍恐以書付奉願上候」(安永九子年六月)。
- 65) 飛驒屋の支配人を罷免されてから公訴されるに至る十数年間の嘉右衛門の行動についての論述は、主として、北海道編『新北海道史年表』(北海道出版企画センター、1989年、P.68~75)に依拠している。
- 66) 新宮屋久右衛門は江戸表四日市久右衛門のことであり、南部屋嘉右衛門と組み、飛驒屋が山請負事業を廃業した後、その事業を請け負ったが経営はうまくいかず、その上運上金や御用立金の出費がかさみ、松前藩との関係も悪化した。久右衛門は自衛手段として幕府に公訴し、内済となった。すなわち、久右衛門の実質的勝訴となったのである。松前藩は商人からの搾取の手をゆるめない。したがって、そこから逃れるための商人側の方法は、幕府への公訴よりほかになかった(白山友正「奥蝦夷地場所請負人の自衛手段—安永九年の飛驒屋の公訴を中心として—」P.10~11参照)。ならびに、秋田俊一・高橋伸幸・三ツ木芳夫『飛驒屋武川家文書編年目録』、[A2-6]、P.86参照)。
- 67) 同上『編年目録』、[K1-35]、P.77~78参照。出典は飛驒屋文書「乍

恐以書付奉願上候御事」(安永二年九月六日)。筆者は久兵衛、受取人は氏家、鈴木(松前藩士)となっている。

- 68) 同上『編年目録』、[K1 - 73]、P.79 参照。出典は飛騨屋文書「証文之覚」(安永四年未一月晦日)。
- 69) 下林博孝「飛騨屋久兵衛蝦夷地交易方一件について一寛政元・二年蝦夷地騒動公訴に関する一考察一」(『岐阜県歴史資料館官報』17号、1994年)、P.70 ~ 71 参照。
- 70) 北海道編『新北海道史年表』、安永二年(1773)九月二十五日の項より引用(P.73)。
- 71) 同上『新北海道史年表』、安永八年(1779)二月十八日の項より引用(P.75)。ただし、出牢する前月の十一日に松前役所にて藩への召抱えを嘉右衛門は申し渡された。しかし、盛岡の獄中にいたのではなく、南部大畠村に居住していたと飛騨屋側の記録は語っている(飛騨屋文書「安永八亥年訴訟書留帳」)。ならびに、秋田俊一・高橋伸幸・三ッ木芳夫『飛騨屋武川家文書編年目録』、「訴訟書留帳」の項[A2 - 7]、P.82 ~ 84 もあわせて参照)。
- 72) 73) 北海道編『新北海道史年表』、安永八年(1779)二月十八日の項より引用(P.75)。出典は飛騨屋文書「安永八亥年訴訟書留帳」。
- 74) 本節は主として、飛騨屋文書「訴訟書留帳」(安永八亥年)「乍恐以書付奉願上候」(安永九年六月)、〔訴人〕大原彦四郎御代官所、飛州益田郡湯之島村訴訟人久兵衛・同同人弟久次郎〔論人〕嘉右衛門「公事一件」(年月不記であるが内容から推定すれば安永九年に関わる史料と思われる)、「差上申一札之事」(天明元丑年十月十一日、嘉右衛門の業務上押領ならびに、飛騨屋への営業妨害事件に関する判決書受領証の控)などを参照。ならびに、白山友正「奥蝦夷地場所請負人の自衛手段—安永九年の飛騨屋の公訴を中心として—」もあわせて参照。
- 75) 白山友正、前掲論文、P.3 ~ 4。当時、蝦夷地場所往復の積荷の慣例として、場所荷物改めの役人が乗船して積載荷物改めを行い、松前到着時に再び役人(沖ノ口改め役人)が荷物改めを実施する。船主の荷物以外に水主等の私有荷物(帆待荷物)の少々の積載がある。これは、水主等の低賃金を補う意味があった。松前表での役人改めの折は、口銭を差し出すことによって許可を得ていた(秋田俊一・高橋伸幸・三ッ木芳夫『飛騨屋武川家文書編年目録』、[A2 - 6] の項、P.86 参照)。
- 76) 77) 秋田俊一・高橋伸幸・三ッ木芳夫『飛騨屋武川家文書編年目録』、「訴訟書留帳」、[A2 - 7] の項、P.82 ~ 83 参照。出典は飛騨屋文書「安永八亥年訴訟書留帳」。ならびに、白山友正、同上論文、P.7 参照。

- 78) 秋田俊一・高橋伸幸・三ッ木芳夫『飛驒屋武川家文書編年目録』、〔A2 - 8〕の項、P. 87 ~ 88 参照。出典は飛驒屋文書「差上申一札之事」(天明元丑年十月十一日)。
- 79) 以上、第4章にみられる飛驒屋元支配人嘉右衛門の行動等については、拙稿「宝暦期・天明期における飛驒屋の企業者活動－支配人訴訟問題を中心にして－」(『札幌大学女子短期大学部紀要』第37号、2001年)、P. 36 ~ 46 に依拠している。
- 80) ロバート G. フラーチュム・ヨシコ N. フラーチュム『蝦夷地場所請負人 山田文右衛門家の活躍とその歴史的背景』北海道出版企画センター、1994年、P.157 参照。